

### 【補充原則 4-1-1 ③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社の取締役会は、その役割・責務を適切に果たすべく、取締役会の課題や改善点を洗い出し、取締役会の実効性を向上させることを目的に、毎年、取締役会の実効性評価を実施しております。2022年度における取締役会の実効性評価は下記の通りです。

#### (1) 評価項目・プロセス

取締役会全体の実効性評価については、全ての取締役を対象に、①取締役会の規模・構成、②取締役会の運営状況、③取締役会のサポート体制、④取締役の役割・責務、⑤指名・報酬委員会の運営について質問事項を設定し、定量的かつ定性的に評価を行うため、5段階のアンケート形式と自由記載欄を組み合わせた書面による自己評価を実施し、その集計及び分析結果をもとに、取締役会で議論を行いました。

#### (2) 評価結果

取締役会の実効性に関するアンケートの評点は総じて高く、当社の取締役会は全体として適切に機能しており、実効性は確保できていることを確認しました。特に取締役会の規模や構成、開催頻度、年間スケジュールや審議事項の事前連絡、サステナビリティやリスク管理等に関する定期報告、社外取締役間の情報交換などの評点が高く、適切であると評価いたしました。

一方で、中期経営計画について、フォローアップを含め、議論の充実を図っていくことが今後取り組むべき課題と認識しました。これらの課題につきましては、各取締役の意見を踏まえて、取締役会の場で議論を活性化していきたいと考えております。

今後も各取締役の意見を踏まえて、取締役会の実効性の一層の向上に努めてまいります。